

スペインにおけるヒターノのピープルとしての承認 —国家と地域の相克や地域ナショナリズムとの関連から—

久野聖子

はじめに

カタルーニャやバスクの独立や主権をめぐる問題は、「諸ネイションからなるネイション (Nación de naciones)」¹ [立石 2002 : 14 ; Aja Fernández 2014 : 360] といわれるスペインにおける、マジョリティとマイノリティの相克やナショナルなものをめぐる問題の根深さを象徴している。さらに、スペインには、国内外からの移民などのマイノリティも存在し、例えば、カタルーニャで移民を扱う場合、スペイン、カタルーニャ、そして移民それぞれの関係を視野に入れつつ論じることになる²。

スペインにおいては、マイノリティとしてヒターノ (gitano)³ も存在する。ヒターノは、15世紀にスペインに流入し、定住化・同化政策により各地に定着した。これらの政策や長い年月により、今日では彼らは定住先の文化や言語を共有している。しかし、外見的特徴などから、彼らはスペインにおいて常に「他者」とみなされてきたため、彼らの存在が国家と地域の相克や地域ナショナリズムと関連付けて問われることはなかった。

スペインは、1995年に、欧州評議会 (Council of Europe) の「ナショナル・マイノリティの保護のための枠組み条約 (Framework Convention for the Protection of National Minorities)」(以下、「枠組み条約」) を批准した。批准国がその提出を義務とされているスペインの報告書では、ナショナルなものの複数性が警戒され、ナショナル・マイノリティは不在とされ、カタルーニャやバスクについてではなく、一貫してほぼヒターノについてのみ言及さ

『GR—同志社大学グローバル地域文化学会 紀要—』20, 2023, 41—74頁。
同志社大学グローバル地域文化学会 ©久野聖子

れている。また、2000年代前半には、スペインの国会やカタルーニャの州議会では、ヒターノの「ピープル (pueblo/poble (people))」⁴としての承認に向けた動きが活発化した。しかしこれまで、ヒターノのピープルとしての承認の動きが、スペインにおける国家と地域の相克や地域ナショナリズムとの関連から読み解かれることはなかったため、本稿ではこれを読み解くことを目的とする。

本論に入る前に、まず、スペインにおける、ナショナルなものをめぐる特殊な事情などについて確認しておく。

フランコの死後、スペインは民主化の道を歩み始める。1978年のスペイン憲法 (Constitución Española) の制定にあたり、独裁政権下で不満を抱いていた地域のナショナリストからの要求に応える必要性が存在した。その結果、1978年の憲法における国家モデルは、単一国家でも連邦国家でもなく、「独自の (sui generis)」、「疑似連邦的な (quasi-federal)」制度と形容される独特のものとなった [中島 2012 : 51]⁵。つまり、1978年の憲法や憲法における諸規定は、妥協の結果の産物という側面を持っている。

このようなスペイン憲法において、ネイションなどの諸カテゴリーは、どのように規定されているのであろうか。

まず、ネイション、ナショナリティ、そして地域というカテゴリーについては、スペイン憲法第2条において、「憲法は、スペイン国民 (Nación española) の永続的な統一と、すべてのスペイン人 (todos los españoles) の共通かつ不可分の祖国 (patria) に基礎を置き、これを構成する諸ナショナリティ (nacionalidades) と諸地域 (regiones) の自治権、ならびにそれらの間の連帯を承認し、かつ保障する」と規定されている。このことから、憲法において、“Nación española” というネイション一つのみが存在することがわかる。また、憲法において、地域とナショナリティの規定やその対象の明示は存在せず、ナショナリティはいまいなもの [Real Alcalá 2004]、とされている⁶。スペインを構成するものが、単なる地域であるのか、あるいはは地域以上のものを暗示するナショナリティであるのかは、各自治州の自治憲章 (Estatuto de Autonomía)⁷が規定する [Gobierno de España 2004 : 3]。

次に、憲法におけるピープルというカテゴリーについて触れる。まず、前

文においては、「スペイン国民 (Nación española)」が宣言する意志として、人権やそれぞれの文化、伝統、言語、さらに組織の行使や運営において「すべてのスペイン人とスペインの諸ピープル (todos los españoles y pueblos de España)」を保護することや、地球上の「すべてのピープル (todos los pueblos)」のあいだの和平関係や協力関係の強化において協働することなどが言及されている。また、本文においても、前編第1条第2項では、ナショナルな主権は、「スペインのピープル (pueblo español)」に存在し、国家の権力はスペインのピープルに由来することが規定されている。そして、第1編「基本的権利と義務について」の第3章「社会的、経済的政策の基本原則について」の第46条では、公共機関は、「スペインの諸ピープル (pueblos de España)」の歴史的、文化的、そして芸術的な遺産の保護を保障することも明記されている。さらに、第3編「国会」の第1章「議会について」の第66条では、「国会はスペインのピープル (pueblo español) を代表する」こと、第6編「司法権について」の第117条第1項では、「司法はピープル (pueblo) に由来する」ことが明記されている。

このように、前文においても本文においても、大文字のネイション (Nación) のみが存在することが明示されているのに対し、ピープルは複数形でも存在することが明示され、これが本稿でも問題となる。

また、スペインの特殊な事情を理解するうえで必須となる自治州間の「非対称性」についても触れておく。詳細は後述するが、憲法第2条に規定に従い、スペインでは、17の自治州と2つの自治市がそれぞれ自治をおこなっている。しかし、1978年の憲法は、国家を構成する自治州の間に権限の大小などをめぐる「非対称性」(非均等性)を含むものであるといわれ [中島 2012 : 66-68]、この非対称性も、本稿では問題となる。

1. 本稿における視座と問題設定

1. 1. 本稿における視座

本稿で扱うカタルーニャやヒターノを含め、マイノリティをめぐる問題

は、定義の問題を内包している。とりわけ、多民族国家においては、あるマイノリティがどのようなマイノリティとして定義されるかは重要な問題となる⁸。また、各国によって各カテゴリーの定義は異なるため、ある集団がどのようなマイノリティであるのかという問いの答えは、その定義次第ともなる。

ブルーベイカーは、例えば「ムスリム」など、さまざまなカテゴリーを事実や実体として分析のカテゴリーとすることに対して批判的かつ自省的であるべきとし、それらは、論争的な、構築されつつある実践のカテゴリーでもあることを指摘する [ブルーベイカー 2016 : 288-301]。さらに彼は、領土と国民の一致や国家とネイションの一致など、一連の一致の原理を持つ「理念化された国民国家の概念モデル」について、その一致の欠如こそが、帰属の政治を引き起こすという [ブルーベイカー 2016 : 45]。このブルーベイカーの指摘を踏まえれば、ナショナル・マイノリティやネイションなどとしての他者同定や自己同定は、国民国家やその周辺に存在するナショナルなものへの帰属の問題と密接な関連を持ち、政治的な主張や闘争を通して、実践的に立ち上がっていくものとみなす必要があることを意味する。

このようなブルーベイカーの指摘にしたがい、本稿では、ネイションやピープルなどのカテゴリーを、一般的な定義に基づく事実や実体としてではなく、政治的な主張や闘争を通して立ち上がるものとしてとらえていく。その結果、例えば、ネイションに関しては、スペインにおいては、スペインのナショナリストの立場に立てば1つのネイションのみが存在するが、カタルーニャなどの地域をネイションとしてとらえる地域のナショナリスト⁹の立場に立てば複数のネイションが存在する。そして、それは、ピープルというカテゴリーに関しても同様である。

1. 2. 国家と地域の相克における「枠組み条約」と諸カテゴリー

隣国に目を向ければ、フランスは、先述の「枠組み条約」に署名さえもしていない。スペインも、フランスのように、「枠組み条約」を批准しないという選択肢も存在したはずである。しかし、「枠組み条約」は、1995年5月の国会において、カタルーニャのなどの地域のナショナリストからも賛成さ

れ、なぜ可決されたのか¹⁰。

その理由に関しては、ルイス・ビエイテス (Ruiz Viquez) やアルプ (Arp) らの研究が触れている [Ruiz Viquez 2008, 2014; Arp 2004a, 2004b, 2008]。ルイス・ビエイテスは、この「枠組み条約」の批准は、複数のアイデンティティの尊重を介した社会的結束に基づく「一つのヨーロッパ」における、民主主義の原則や政治的發展への適応の結果であるという [Ruiz Viquez 2008 : 220]。つまり、スペインのこの条約の批准には、まず、独裁というネガティブなイメージを払拭し、民主主義に基づくスペインをアピールする狙いが存在した。また、ヒターノに関しては、スペイン政府は「枠組み条約」の適用範囲にヒターノのコミュニティを含めることに都合のよさを見出した、とルイス・ビエイテスは指摘する [Ruiz Viquez 2008 : 209]¹¹。

そして彼は、スペイン政府が国内におけるナショナル・マイノリティの不在を擁護するために持ち出す議論として、1) 「フランス風 (a la francesa)」の議論、つまり、法の下での平等と非差別の原則を適用すること、2) 自治州は、自身のアイデンティティを管理する広い余地を所有しているため、マイノリティとしての承認が不要であること、さらに、3) いずれの集団も、ナショナル・マイノリティの地位の承認に興味を示さなかったこと、を挙げる [Ruiz Viquez 2008 : 210-212, 2014 : 67-69]。さらに彼は、3点目について、スペインの政治文化においては、ナショナル・マイノリティという用語は無縁のものであり、人びとはむしろ、ネイション、ピープル、もしくはナショナルリティというより強い印象を与える用語を使いながら、代替となるナショナルなアイデンティティを保有していることを示す、と述べる [Ruiz Viquez 2014 : 61]。

確かに、ルイス・ビエイテスが指摘するように、「枠組み条約」が国会において出席者による満票で可決された理由は、どの集団も自身がナショナル・マイノリティとして承認されることに興味がなかったことによる。実際に、この条約における自身の扱いを不服とし、国会において質疑が出されたのは、バスクのナショナリスト政党の議員によるもの1件しかない¹²。しかし、そこには、帰属の政治をめぐる、地域のナショナリストたちのさらに積極的な意図が存在したのではないだろうか。

このような疑問が浮かびうるが、先行研究においては、「枠組み条約」の批准時の国会における議論や報告書の内容が、自治州国家の構築過程における国家と自治州の相克と関連していることは注目されているものの、各自治州の自治憲章の改正におけるナショナリティやネイションとしての自己規定の変更とどのような関係を持ち、国や地域のナショナリストが、どのような帰属の政治を展開していたのかについては、分析が十分とはいえない。より具体的にいえば、ルイス・ビエイテスの論考においては、ネイション、ピープル、そしてナショナリティという3つのカテゴリーが無批判に並置されている点が問題であり、とりわけ、ナショナリティやピープルについては、実践のカテゴリーとして、再検討の余地がある。

したがって、「枠組み条約」の批准時の国会における議論や報告書の内容を、民主化後のスペインの国家体制をめぐる、スペインとカタルーニャなどの諸地域の相克との関係からだけでなく、地域のナショナリストのネイション、ナショナリティ、またはピープルとしての帰属の政治や承認をめぐる闘争との関係からより詳細に読み解くことが求められる。具体的には、スペインの一体性を説くスペインのナショナリストや複数のネイションの存在を訴える地域のナショナリストたちは、「枠組み条約」の批准時の議論や報告書において、どのような帰属の政治を展開し、とりわけ、地域のナショナリストたちはそこにどのような積極的な意味を見出していたのか、について問うことが必要とされる。これが本稿における1つ目の問いである。

この問いに答えるため、第2章において、地域ナショナリズムと「枠組み条約」の批准との関係について、ネイション、ナショナリティ、そしてピープルというカテゴリーの違いに着目しながら、改めて検討する。まず、第1節において、自治州国家の構築と更新の過程において、各自治州の権限めぐり国家と自治州の相克が深刻化していく実態や、各自治州の自治憲章の改正における自己規定の変更の実態について述べる。そして、第2節において、それらの相克や自己規定の変更と「枠組み条約」の批准やその報告書の内容との関係について明らかにする。ここから、まず、自治州国家の構築と更新の過程において、ナショナリティとして自己規定する自治州が増加し、ナショナリティとしての特別な地位や自治州間の非対称性が崩壊していくなか

で、「枠組み条約」の批准や報告書の作成を通して、地域のナショナリストたちは、スペインにおける自身のピープルとしての存在やピープルの複数性の存在の承認を訴えた。またその一方で、政府は、自身にとって脅威となりうるナショナリティというカテゴリーへの言及を回避し、スペインにおけるネイションの単数性だけでなく、ピープルの単数性をも主張していたことが明らかになる。

1.3. 地域ナショナリズムとヒターノのピープルとしての承認

民主化後、国と自治州の両レベルにおいて、ヒターノのピープルとしての承認が、とりわけ、地域のナショナリスト政党からの提案によってなされてきた。このようなヒターノのピープルとしての承認には、どのような背景や地域のナショナリストの意図が存在するのだろうか。先にも述べたように、ヒターノは常に、スペインから排除された「他者」とみなされてきたため、国や自治州におけるヒターノの承認の動きについては、国家と自治州の相克や地域ナショナリズムと関連付けて問われることはなかった。ヒターノのピープルとしての承認は、地域のナショナリストたちの帰属の政治や承認をめぐる闘争と関連があるのか、そして、地域のナショナリストたちの目的は、ヒターノのピープルとしての帰属の承認にあるのか、もしくは、自身のピープルとしての帰属の承認にあるのか。これが本稿における2つ目の問いである。

この問いに答えるため、第3章では、地域ナショナリズムとヒターノのピープルとしての承認との関係について明らかにする。第1節では、カタルーニャに焦点を当て、自治憲章の改正における自己規定の変更とピープルの複数性の訴えについて述べる。そして、第2節では、カタルーニャにおけるヒターノのピープルとしての承認に向けた動きについて明らかにする。さらに、第3節では、地域のナショナリストにとってのヒターノの承認が持つ意味について明らかにする。ここからさらに、第2章で明らかになったことに加え、バスクやカタルーニャの自治憲章の改正時にネイションとしての自己規定が改めて否定されたことを背景に、地域のナショナリストたちが、憲法の規定において存在する（とされる）ピープルの複数性に望みを託し、「カ

テゴリーが異なるもの」として自身とヒターノとを差異化させつつも、自身のピープルとしての存在やスペインにおける複数形のピープルの存在を訴えるために、ヒターノのピープルとしての承認の動きを見せていることが明らかになるであろう。

2. 地域ナショナリズムと「枠組み条約」の批准

2. 1. 自治州国家の構築過程における国家と自治州の相克

2. 1. 1. 自治州国家の構築過程における国家と自治州の相克の深刻化

まずここでは、中島の研究 [中島 2012] に依拠しつつ、自治州国家体制の構築における国家と自治州の相克の深刻化について概観する。

まず、スペインにおいては、自治憲章制定の手続において2つ（または3つ）のルートが存在することにより、自治権限の範囲においても2つ（または3つ）の種類の自治州が存在することについて触れておく。1つ目は、143条自治州もしくは通常自治州と呼ばれ、これらの自治州は、少なくとも5年間は制限的自治権しか確保できないが、自治権獲得の手続きが容易である。2つ目は、151条自治州もしくは特別自治州と呼ばれ、これらの自治州は、制限自治の期間を経ずに直ちに完全な自治に向けたプロセスを開始することができるが、その手続きが困難である。さらに、「かつて住民投票において自治憲章案が承認された」地域が対象となり、2つ目と同様に151条を適用しつつも、発議の住民投票を省略できるなど手続き的にも「特別ルート」に則る自治州が存在する [中島 2012 : 52-53]。最後のこれは、カタルーニャ、バスク、ガリシアの3自治州を指す。

中島は、1980年から2000年代前半までの国家の構築プロセスを、第1期（1980-1987年）の制度化、第2期（1988-1992年）の体制の定着と拡大、第3期（1993-1996年）の改革の試み、第4期（1997-1999年）のモデルの再検討、第5期の（2000年-）の財政自治の拡大の5つに分けている [中島 2012 : 84-89]。

第1期の1981年には、自治をスペイン全体に広げる「自治に関する同意」

がなされ、ナショナリティ以外の全地域に対しても分権化を進めるべく法制度が整えられた。その結果、1983年までに全土が17の自治州にわかれた。

第2期から第3期にかけては、バスクやカタルーニャ自治州の政権を握る地域主義政党は、中央政府に一層の権限移譲を求める一方で、通常自治州からは特別自治州と同等レベルの自治を望む要求も高まった。中島は、この第3期を「地域主義政党が二大政党（二大政党は、中道左派の社会労働党（Partido Socialista Obrero Español、以下PSOE）と中道右派の国民党（Partido Popular、以下PP）を指す：筆者追記）との政治的交渉により自治州権限について中央政府からの譲歩を獲得していく時期」[中島 2012：87]としている。

第3期終盤から第4期にかけても、中央政府は地域主義政党の閣外協力を必要としたため、中央政府と自治州政府の交渉や対立が続くことになる。数々の交渉を経て、地域のナショナリストたちは、自治州間の非対称性を維持しつつ、自治国家の段階的な連邦化までをも主張した。

しかし、第5期にあたる2000年の総選挙では、PPが単独過半数を得ることにより、地域ナショナリズム政党の閣外協力が不要となり、国家と諸地域のナショナリズム勢力とが全面対決の様相を呈する。

2. 1. 2. 各自治州の自治憲章の改正における自己規定の変更

次に、各自治州の自治憲章の改正における、ナショナリティやネイションとしての自己規定の変更について述べ、スペインにおいて、ネイションの複数性が否定されるだけでなく、ナショナリティとして自己規定をする自治州が増加することにより、ナショナリティの価値が低下していく実態について明らかにする。

民主化後、バスク、カタルーニャ、ガリシアの3自治州が、憲法経過規程第2項に従い、先頭を切って自治憲章の作成を開始する。そして、バスクは「組織法¹³3/1979」¹⁴、カタルーニャは「組織法4/1979」¹⁵、ガリシアは「組織法1/1981」¹⁶により自治憲章を制定し、その当初から、各自治憲章において、バスクとカタルーニャは、単なる地域ではなく、「ナショナリティ」と、そして、ガリシアは「歴史的ナショナリティ」と自己を規定した。この3つ

の自治州は、民主化直後より広い権限を持つ州であったが、この3つ以外にも、広い権限を持つ特別自治州として、アンダルシアが存在する。アンダルシアがこのような広い権利を要求した理由の一つは、アンダルシアも、第2共和政において自治憲章の制定を進めたが、内戦の勃発により断念せざるを得なかったという過去にある〔若松 2012 : 198〕。また、憲法の附則第1条¹⁷の適用により、歴史的に固有の地位と広い権限を所有してきたナバーラも存在する。さらには、1981年の「自治に関する合意」により、カタルーニャ、バスク、ガリシアおよびアンダルシアと同等の権限をバレンシアとカナリア諸島にも移管する立法がなされた〔中島 2012 : 56〕。

その後、通常自治州を中心に、各自治州が自治憲章の改正を開始し、その改正時に、自己規定をナショナリティに変更した自治州やネイションに変更しようと試みた自治州が存在する。カタルーニャとバスクは後者の自治州であるが、カタルーニャについては次章でその詳細を述べるため、ここでは、カタルーニャ以外の自治州の自己規定の変更について明らかにする。

まず、アンダルシアは、「組織法 6/1981」¹⁸において、自身を「歴史的アイデンティティの表れ」と規定している。そして、「憲法がすべてのナショナリティに承認している自治権を行使する」とし、アンダルシアがナショナリティであることを示唆する内容となっている。そして、「組織法 2/2007」¹⁹により、「アンダルシア、歴史的ナショナリティとして」と明確に規定するに至った。

バレンシアは、「組織法 5/1982」²⁰において、「バレンシアのピープル」を「その歴史的なアイデンティティの表れ」と規定している。そして、「憲法がすべてのナショナリティに承認している自治権を行使するなかで、自治州を構成する」と規定し、バレンシアがナショナリティであることを示唆する内容となっている。その後、「組織法 1/2006」²¹により、「バレンシアのピープル」は、「歴史的ナショナリティとして差異化されたアイデンティティの表れ」として自治州を構成すると改め、バレンシアを歴史的ナショナリティとして明確に規定する内容となった。

カナリア諸島は、「組織法 10/1982」²²において、自身を「そのアイデンティティの表れ」と規定している。その後、「組織法 4/1996」²³においては、自

身を「特異なアイデンティティの表れ」と規定し、「憲法がすべてのナショナルリティに承認している自治権」を行使するとし、カナリア諸島がナショナルリティであることを示唆する内容に変更した。さらに、「組織法 1/2018」²⁴では、「特異なアイデンティティの表れ」という文言とともに、「ナショナルリティとして自治権を行使する」と、自身をさらに明確に「ナショナルリティ」と規定している。

アラゴンは、「組織法 8/1982」²⁵において、自身を「その歴史的な一体性とアイデンティティの表れ」と規定している。その後、「組織法 5/1996」²⁶により、自身の規定を「ナショナルリティ」と、さらに、「組織法 5/2007」²⁷においては、「歴史的ナショナルリティ」と改めている。

バレアレス諸島は、「組織法 2/1983」²⁸により、自身を「その歴史的なアイデンティティの表れ」と規定している。そして、「組織法 3/1999」²⁹においては、自身を「その歴史的アイデンティティとその特異性の表れ」と規定し、バレアレス諸島は、「憲法が諸ナショナルリティと諸地域に承認している自治権の行使において、憲法と本憲章の枠組みのなかで、自治州を構成する」とされているため、バレアレス諸島がナショナルリティか地域かは明示されていない。しかし、憲法第2条への言及を追加したことから、ナショナルリティとしての自己規定の強化の姿勢がうかがえる。その後、「組織法 1/2007」³⁰において、自身の規定を「マジョルカ、メノルカ、イビサ、フォルメンテラ島を構成する歴史的ナショナルリティ」に改め、自身を「歴史的ナショナルリティ」として明確に規定しなおしている。

最後に、バスクについても触れておく。バスクもまた、後述のカタルーニャと同様に、自治憲章の改正時にナショナルリティからネイションへの自己規定の変更を画策した。1999年にバスク自治州の首班となったバスク民族主義党（Partido Nacionalista Vasco、以下PNV）³¹のイバレチェは、2003年に自治憲章の改正案を提示し、2004年12月のバスク州議会において、自身をネイションと規定する改正案を通過させた。そして、2005年2月1日に国会での審議に臨んだが、大多数の反対により否決された〔永田 2020：52-53〕。これは、新自治憲章が国の一体性を脅かすものとみなされたためである。その結果、バスクの現行の自治憲章は1979年の「組織法 3/1979」であり、そこ

では、バスクは「バスクのピープルもしくはエウスカル・エリア、そのナショナリティの表れ」とされ、「ナショナリティ」としての自己規定にとどまっている。

このように、1990年代後半以降の自己規定をナショナリティへと変更した自治州の増加は、国家にとっては脅威となる一方で、カタルーニャやバスクにとっては自身のナショナリティとしての価値の低下や非対称性の崩壊を意味する。つまり、ネイションの複数性が否定され、ナショナリティの価値が低下し、ピープルの複数性が最後の砦となるなかで、「枠組み条約」の批准とその報告書の作成が行われることになる。

2.2. 国家と自治州の相克における「枠組み条約」の批准とその報告書

2.2.1. 国家と自治州の相克における「枠組み条約」の批准

これまで、国際機関は数々のマイノリティ保護政策を打ち出してきた。そのなかに、「ナショナル・マイノリティ」の保護を謳うものとして、欧州評議会の「ナショナル・マイノリティ保護のための枠組み条約」が存在する。「枠組み条約」は、1994年11月10日に採択され、1998年2月1日に発効した。

スペインは、「枠組み条約」を1995年9月1日に批准し、この批准の速さからもスペインの積極性が読み取れる。「枠組み条約」の批准は第5期国会(1993.6.29-1996.3.27)において議論され、先述の通り、出席者の満票を得て採択された。

「枠組み条約」の問題点の1つは、条約において「ナショナル・マイノリティ」の定義が意図的に避けられている点である³²。そして、先述の通り、スペインも、この条約の批准や適用に際し、「ナショナル・マイノリティ」の定義やその保護の対象となるマイノリティを指定せず、ナショナル・マイノリティは不在としている一方で、これまでの5つの報告書すべてにおいて、ほぼヒターノのみに触れている。

スペインにおいて「枠組み条約」が批准された第5期国会は、中島のいう「地域主義政党が二大政党との政治的交渉により自治州権限について中央政府からの譲歩を獲得していく」第3期にあたる。そして、国家と諸地域が対決の様相を呈するだけでなく、自治憲章の改正時にナショナリティやネイ

ションとして自己を規定する自治州が増加していくなかで、「枠組み条約」の報告書が作成されていくこととなる。では、このような国家と諸地域の相克や自治憲章における自己規定の変更は、「枠組み条約」の批准時の議論や報告書の内容にどのような影響を与えたのだろうか。

2. 2. 2. 「枠組み条約」の批准における地域のナショナリストの意図

1995年5月11日の国会下院³³において、「枠組み条約」の批准について審議された。ここでは、その国会における地域ナショナリスト政党の議員による発言から、とりわけピープルというカテゴリーに着目しつつ、地域のナショナリストにとって「枠組み条約」の批准がどのような積極的な意味を担っていたのかを明らかにする。

集中と統一 (Convergència i Unió、以下 CiU)³⁴ のラクデル・イ・ミララス (Recoder i Miralles) は、その効果の小ささを嘆きつつも、「枠組み条約」に一定の評価を与えている。そして、自分たちの政党が、この条約の内容にとりわけセンシティブであることを述べたうえで、「かの諸ピープル (aqueellos pueblos)」からなるヨーロッパの国家に対し、その集团的権利の保護を訴えている。

また、統一左翼 (Izquierda Unida)³⁵ —カタルーニャのためのイニシアティブ (Iniciativa per Catalunya)³⁶ のバスケス・ロメロ (Vázquez Romero) は、このナショナル・マイノリティが国内のマイノリティ集団を指すことを示唆しつつ、「ナショナルな諸集団 (colectivos nacionales)」の権利の付与を訴えている。

また、1995年6月14日の国会上院³⁷においても、引き続き、「枠組み条約」についての議論がなされている。

ここでは、PNV のボリナガ・ベンゴア (Bolinaga Bengoa) は、ヨーロッパという広い文脈についての発言ではあるが、ナショナル・マイノリティがとりわけ「一つのピープル (un pueblo)」を構成する場合、本条約が想定しているような個人の権利では代替不可能な権利を持つ集団として、彼らの権利を明確に承認すること、そして、この集团的権利は、文化的、社会的なものとしてだけでなく、政治的、経済的なものとして方向づける必要があること

を主張する。そして、彼は、国家以外のマイノリティを「その他の諸ピープル (otros pueblos)」もしくは「諸ネイション (naciones)」と表現しつつ、諸ピープルの自己統治と正統な権利の自由な行使の権利の重要性を説き、すべての諸ネイションのあいだの友好関係、そして、諸ピープルの権利の平等の原則と自己規定の権利の原則の尊重の重要性を訴える。

さらに、CiUのファレル・イ・ロカ (Ferrer i Roca) も、やはりヨーロッパという枠組みについてはあるが、複数形のピープルの存在を強調する。そして、この「枠組み条約」がヨーロッパのあらゆる諸ピープルの権利をよりよく保護する条約であるという。

このように、国会の下院と上院の双方において、バスクやカタルーニヤの地域のナショナリストたちはそろって、複数形のピープルやネイションの存在を訴える。さらには、地域のナショナリストたちは、マイノリティのピープルとしての存在や集団としての権利を、文化的、社会的な権利としてだけでなく、政治的、経済的な権利としても訴えている。ここから、スペインの自治州国家の構築や更新の過程において、自分たちのナショナリティとしての特別な地位や非対称性がさらに脅かされていくなかで、地域のナショナリストたちは、自身のピープルとして自己規定やスペインにおけるピープルの複数性の存在の訴えの足掛かりとするため、この「枠組み条約」の批准に積極的な意味を見出していたことが読み取れる。

2. 2. 3. 「枠組み条約」の報告書におけるスペイン政府の意図

ここでは、ネイション、ナショナリティ、そしてピープルというカテゴリーに着目しつつ、「枠組み条約」の第1次報告書の内容を改めて分析し、国家と自治州の相克や自治憲章における自己規定の変更とのかかわりから、スペイン政府の意図を明らかにする。

2000年12月に提出された第1次報告書では、まず、領域、また言語や慣習などの独自の特徴を持つ「スペインの国家を構成する19の自治州 (諸地域) (Comunidades Autónomas (regions)) と自治市 (セウタとメリーリャ) (Ciudades Autónomas (Ceuta y Melilla))」において、「ヒターノ系住民 (población gitana)」が存在し、ヒターノ系住民は、15世紀にスペインの領土に入って以来、自身

の文化的アイデンティティを維持してきた [Gobierno de España 2000 : 1] と述べられている。つまり、ここでは、すべての自治州が「諸地域 (regiones)」であるとされており、ネイションは言うに及ばず、ナショナルリティという用語も避けられている。憲法第2条においては「諸ナショナルリティと諸地域」と規定されているのに対し、報告書におけるナショナルリティという用語のこの徹底的な回避は、この時期の自治州国家体制をめぐる国と自治州の相克や、自治憲章の改正時に自身をナショナルリティとして規定する自治州の増加を意識してのものであると言える。さらに、第1次報告書では、「自治州 (諸地域) (Comunidades Autónomas (regiones))」や「自治州 (地方行政機関) (Comunidades Autónomas (administraciones reginales))」という表記もみられ [Gobierno de España 2000 : 11]、政府が、ナショナルリティという特別なものではなく、全自治州を単なる諸地域や地方行政機関とみなしていることがわかる。

そして、ヒターノに対しては、先の「ヒターノ系住民」や「ヒターノ・コミュニティ (comunidad gitana)」など、住民やコミュニティという用語が使用されている。また、それと同時に、自治州と自治市のなかにヒターノ系住民が存在するとされ、ヒターノ系住民が自治州や自治市と別個に存在する集団ではないことが示唆されている。

その一方で、第1次報告書では、スペイン憲法の前文が、スペインのあらゆる諸ピープル、その文化や伝統、言語、そして制度を承認し、保護していることに言及している [Gobierno de España 2000 : 4]。そして、「スペインは、長い歴史のなかで、異なる諸ピープルや人間諸集団の数多くの文化や生活様式から影響を受けたため、多元性の共存の一例である」 [Gobierno de España 2000 : 1] と述べ、ピープルの複数性への言及を避けてはいない。

しかしながら、その後、第1次報告書に対する諮問委員会からのコメントに対する、2004年6月に提出されたスペイン政府からの回答書では、スペインの法的、政治的現実においては、差異化されたエスニシティ、宗教的もしくはアイデンティティの諸特徴とともに、一つのピープル (a people) という概念が存在することが述べられている。また、スペインには多様な諸ピープルの存在が確認されるが、それらは、「ただ一つのピープル (a single

people)」、すなわち「スペインのピープル (Spanish people)」を構成している、とされている [Gobierno de España 2004 : 3-4]。この記述も、その時期から判断すると、国家と諸地域との全面対決、具体的には、自治憲章における自己規定をナショナリティへと変更する自治州のさらなる増加や、バスクやカタルーニャが自治憲章の改正時に自身をネイションと規定をしようとする動きを意識してのものであると言える。

このように、複数形のピープルに関する政府の説明は矛盾している。そして、続く第3章で明らかにするように、その矛盾を突く形で、地域のナショナリストも、ナショナリティという自己規定を自ら避けつつ、自身のピープルとしての存在やスペインにおけるピープルの複数性を訴えるために、ヒターノのピープルとしての承認にむけて動き出す。

3. 地域ナショナリズムとヒターノのピープルとしての承認

3.1. カタルーニャの自治憲章の改正における自己規定の変更とピープルの複数性

ここでは、カタルーニャに焦点を当て、自治憲章における自己規定の変更と諸カテゴリーの規定について明らかにする。

まず、1979年の自治憲章（「組織法 4/1979」）では、その第1条において、カタルーニャはナショナリティとして規定されている。ピープルに関しては、前文と本文を含め、カタルーニャ・ピープルもしくはカタルーニャのピープルという表現は4回、また、複数形のピープルという表現は2回使用されている。

次に、2006年の自治憲章（「組織法 6/2006」³⁸）における自己規定の変更について明らかにする前に、この改正が行われた時期の政治的状況を確認しておく。

まず、国政においては、2000年3月の選挙でPPは単独過半数を得たため、地域政党からの閣外協力を必要としなくなる。さらに、2004年4月の総選挙では政権交代が生じ、PSOEが第1党となる。一方、カタルーニャにおいて

は、州議会を長らくリードしてきたCiUが、2003年11月の州議会選挙において大きく後退した。これにより、カタルーニャ社会党（Partit dels Socialistes de Catalunya、以下PSC）³⁹やカタルーニャ共和主義左翼（Esquerra Republicana de Catalunya、以下ERC）⁴⁰を中心とする左派三党の連立⁴¹政権へと交代し、2006年以降もこの連立は続いた。このような政治的状況における自治憲章の改正であった。

2003年3月から4月にかけて、各政党から自治憲章の改正案が提示される[Generalitat de Catalunya 2006a]。各案の詳細は異なるが、全党に共通していたのは、自己規定をネイションに改めるという点、また同時に、自己をカタルーニャ・ピープルもしくはカタルーニャのピープルとも規定し、スペインにおける諸ピープルの存在を訴えるものとなっている点である。そして、各案をもとに練られた統一案が、2005年7月5日のカタルーニャ州議会において提示され、その後さらに修正が加えられ、2005年9月30日の州議会において承認された[若松 2007: 190]。

カタルーニャ州議会で承認された自治憲章⁴²では、その第1条「カタルーニャのネイション」において、「カタルーニャはネイションである」と規定され、また、第5条「歴史的権利」においても「ネイションとしてのカタルーニャ政府」と表現されている。

また、ピープルについては、まず前文において、「プルリナショナルな国家（Estat plurinacional）」や「スペインの諸ピープル（pobles d'Espanya）」という表現が複数回みられる。また、本文においても、第4条「権利と基本原則」では、「諸ピープル（pobles）の自身のアイデンティティを保持し、発展させる権利を承認すべき」という表現もみられる。また、1979年の自治憲章と大きく異なるのは、条項を新設しつつ、第11条においてアランをピープルとして承認し⁴³、さらに、ヒターノのピープルとしての承認（後述）も盛り込むなど、ピープルの複数性を訴えている点である。そして、前文と本文を含め、カタルーニャのピープルや諸ピープルなどの表現は、1979年の自治憲章と比較すると倍増している。その一方で、ナショナリティに関しては、国籍を意味するもの以外使用されず、カタルーニャのナショナリティとしての自己規定は存在しない。

このような自治憲章の改正の内容は、その時期から判断して、「枠組み条約」の第1次報告書（2000年12月）と回答書（2004年4月）において、ナショナルリティという用語が回避され、ネイションとピープルの単数性が再確認されていること、また、先述の通り、1990年代後半に、カナリア諸島、アラゴン、そしてバレアレス諸島が、自治憲章の改正時に自己規定をナショナルリティに改めたり、自己規定を強化したりしたことにより、ナショナルリティが特別な存在ではなくなり、非対称性が崩壊しつつあったことなどと無関係とは言いがたい。

その後、国会において、本文第1条のネイションとしての自己規定はナショナルリティへと修正された。そして、新自治憲章案は、2006年5月10日の本会議において、PPが反対票を投じ、ERCは棄権したものの承認され、2006年6月18日に州民投票が実施され、承認された〔若松 2007：190〕。

州民投票を経て制定された2006年の自治憲章（「組織法 6/2006」）⁴⁴においても、カタルーニャのピープルという表現やピープルの複数性への言及、また、アランとヒターノのピープルとしての承認も存続している。その結果、前文と本文において、カタルーニャ・ピープルもしくはカタルーニャのピープルという表現は7回、諸ピープルというピープルの複数性の表現は5回、アランのピープルは1回、ヒターノ・ピープルは2回使用され、ピープルという表現の使用頻度は1979年の自治憲章よりも高い。もちろん、この使用頻度の上昇の理由は、2006年の自治憲章における条項数の増加（全57条から全223条項へ）にもよる。しかし、カタルーニャ自身のみならず、アランやヒターノをピープルとして承認することにより、ピープルの複数形の訴えが強化されていることがわかる。

3. 2. カタルーニャにおけるヒターノのピープルとしての承認に向けた動き

2006年の自治憲章改正時におけるヒターノのピープルとしての承認について明らかにする前に、ここでは、その承認に向けた動きについて明らかにする。

先述の通り、2000年の総選挙以降、国家と自治州の対立が深刻化し、同年12月には、ナショナルリティという用語の使用が回避された「枠組み条約」の

第1次報告書が提出されている。このような状況を背景として、2001年11月21日のカタルーニャ州議会⁴⁵では、「カタルーニャにおけるヒターノ系住民に関する調査の作成について (sobre l'elaboració d'un estudi sobre la població gitana a Catalunya)」と「ヒターノ・ピープルの尊厳と彼らの文化が持つ価値の承認について (sobre el reconeixement de la dignitat del poble gitano i del valor de la seva cultura)」という2つの非法律提案 (Proposicions no de llei) が満場一致で採択された。この2つの提案は、中央政府との全面対決を象徴するかのように、州議会の全党一致による。

ここでは、2001年11月21日のカタルーニャ州議会の社会政策委員会において、この2つの提案の採択に関連してなされた議論における地域のナショナリストの言説を分析する。

ERCのポルタ・イ・アバッド (Porta i Abad) は、ヒターノの文化の承認のような正義や制度的承認の行為が、諸ピープルや人びとの諸文化の違いへの権利への第一歩となるべきであると述べる。そして、マイノリティをヒターノに限定せずに「他の諸マイノリティ (altres minories)」という用語を使用しつつ、我々の社会における「違うことへの権利」や、ピープルや文化の複数形とその承認を訴えている。

また、全国政党PPのカタルーニャ支部であるカタルーニャ国民党 (Partit Popular de Catalunya)⁴⁶のサンチェス・カマチョ・イ・ペレス (Sánchez-Camacho i Pérez) でさえ、ヒターノ・ピープルという用語を頻用し、さらには、「カタルーニャという我々の国 (nostre país de Catalunya)」という表現をも使用しつつ、ヒターノの文化が我々の国の一部を形成していると述べ、中央政府への対決姿勢を見せていることがわかる。さらに、ヒターノ・ピープルの文化、言語、伝統や法などの承認と防衛は、諸ピープルの独自の文化や言語の防衛に向けて我々の国が持ち続けてきたものであるとも述べ、我々の政党は、ヒターノ・ピープルの文化とアイデンティティの承認は重要であると考え、と述べている。このように彼女は、ヒターノ・ピープルの文化やアイデンティティの承認について触れているだけでなく、ヒターノの文化の防衛や承認をスペインの諸ピープルの文化の防衛や承認と関連付けている。

以上のように、この議論では、ヒターノのピープルとしてのアイデンティ

ティやその文化の承認が強く主張されると同時に、スペインにおけるピープルの複数性の訴えも展開された。そして、カタルーニャ州議会でなされたこの2つの提案が、その後、国レベルでのヒターノの承認にも受け継がれていく。実際に、後にも触れる、2005年9月27日の国会における「ヒターノ・ピープルの権利の承認に関する非立法提案 (Proposición no de ley, relativa al reconocimiento de los derechos del pueblo gitano)」の提案時の議論⁴⁷において、その提案者であるERCのアンドレウ・イ・ドゥミンゴ (Andreu i Domingo) は、その非立法提案がこの2つの提案と関連していることに言及している。

3.3. 地域のナショナリストにとってのヒターノの承認

3.3.1. カタルーニャの自治憲章の改正におけるヒターノのピープルとしての承認

ここでは、カタルーニャの自治憲章の改正時に盛り込まれたヒターノのピープルとしての承認について述べる。

ヒターノの承認への言及は、2003年春に各政党から提示されたいずれの改正案においても存在しなかったが、2005年7月にカタルーニャ州議会で提示された最終案では盛り込まれていた。その直接的なきっかけは、「フェスタトゥット (“Festatut”）」と呼ばれるイベントにある。

ICVは、自治憲章案の提示の際に、憲章についての市民からの声の傾聴の機会となる市民フォーラムの開催の提案も行った。そして、この市民フォーラムの一環である「フェスタトゥット」では、2004年7月から9月にかけて、「話して」と書かれたバスが65の市町村を回り、移民やヒターノたちが数多く住む場所を訪れ、そこでの声の聴取がきっかけとなり、自治憲章にヒターノの承認が盛り込まれた [Generalitat de Catalunya 2006b: 77]。

そして、2005年7月21日のカタルーニャ州議会⁴⁸において具体的に修正案が練られた。ヒターノ・ピープルの文化の承認についての追加修正案はPSC、ERC、ICVの三党から提出されたが、ICVの案が採用され、他の条項との調整を経て、最終的に第1篇第5章「基本原則」の第42条「社会的結束と福祉」の第7項にヒターノ・ピープルの文化の承認が盛り込まれた。

第42条では、社会サービスの保障や、社会、経済、労働面での統合、貧困

や社会的排除、移民の受け入れ体制や移民の権利や義務の承認について触れられており、第7項において、「公共機関は、カタルーニャにおいて、すべての人びとのあいだの社会的、文化的、宗教的共生、また、人びとの倫理的、哲学的信仰や信条の多様性の尊重に留意し、推進力と、相互理解や対話、また仲介のための領域の創造とを介して、間文化的な関係を促進すべきである。また、ヒターノ・ピープルの歴史的現実の保護として、ヒターノ・ピープルの文化の承認を保障すべきである」と規定されている。

このようにして盛り込まれたヒターノ・ピープルの文化の承認であるが、その条項の位置からも、先述のアランのピープルとしての承認とは異なるレベルのものとして扱われていることがわかる。しかし、この言及からは、アランに加え、ヒターノのピープルとしての存在やその文化の承認を、スペインにおけるピープルの複数性の存在を訴える足掛かりとしたいという意図が読み取れる。

また、2005年9月28日のカタルーニャ州議会⁴⁹において、このヒターノ・ピープルの承認について言及したのは、三党のうちでもっともナショナリズム色が強いERCの議員だけであった。ERCのアラグネス・イ・パララス（Aragonès i Perales）は、カタルーニャがネイションであることを主張したうえで、諸ピープルの権利を強調し、その複数性もアピールする。さらに、ネイションが持つ権利は諸ピープルの集団の権利であり、それは国連によって承認されているという。そして、その演説の最後でヒターノのピープルとしての承認について言及している。

このように、強いナショナリズムの志向を持つERCのみが、議会においてヒターノ・ピープルについて言及するという事実からは、地域のナショナリストたちの、ヒターノのピープルとしての承認を自分たちのピープルやネイションとしての承認への足掛かりとする強い意図が読み取れる。

3.3.2. ヒターノの承認に関するセミナーにおける地域のナショナリストの言説

スペインには、ヒターノの社会統合などを支援するヒターノ財団（Fundación Secretariado Gitano、以下FSG）が存在する。FSGは、2006年2月に「スペイ

ンにおけるヒターノ・コミュニティの制度的承認に関するセミナー」を開催した。このセミナーでは、「ナショナル・マイノリティ」や「枠組み条約」が主なテーマであった。しかし、このセミナーが開催されたのは、「枠組み条約」の批准から20年をも過ぎた時期であり、さらに、自治憲章案がカタルーニャ州議会を通過し、国会で検討や修正をされていた時期にあたる。実際に、このセミナーでは、自治州の自治憲章におけるヒターノの承認についても言及され [FSG 2006: 61]、この事実は、ヒターノの承認が、「ナショナル・マイノリティ」や「枠組み条約」だけでなく、自治憲章の改正とも関連を持っていることを示している。

ここでは、このセミナーにおける、CiUの党員であり、欧州議会の議員であったグアルダンス・イ・カンボ (Guardans i Cambó) の発言を分析し、カタルーニャのナショナリストにとっての、ヒターノのピープルとしての承認が持つ意味について明らかにする。

彼はまず、ネイションは、ナショナル・マイノリティとは別物であるため、ナショナル・マイノリティの概念を通してのヒターノの承認は、スペインの状況においては深刻な政治的誤りとなるであろう、という [FSG 2006: 62]。

また彼は、スペインを構成する諸ピープルにまったく根付いていないヒターノ・ピープルは存在しないゆえに、ヒターノ・ピープルを、スペインを構成する諸ピープルのうちのもう一つであるかのようにそこに加えることは、全体と部分をないませにすることである、という。そして、ナショナル・マイノリティの方向性でヒターノの制度的承認をすることは、スペインが独自に持つ伝統や、スペインはネイションであるのかないのか、もしくは、諸ネイションからなるネイションであるのか、といった独自のアイデンティティについての難問をすべて破壊してしまう、という [FSG 2006:62-63]。

この彼の発言は、ヒターノは、ナショナル・マイノリティではないだけでなく、独立した一つのピープルでもなく、ヒターノとカタルーニャとを同レベルの問題として語るべきではない、ということの意味している。つまり、ヒターノ・ピープルという表現を使用しながらも、彼にとってはあくまで

も、スペインの諸ピープルはカタルーニャやバスクなどを意味するのであり、この彼の発言は排他的な側面を持つ。しかしその一方で、彼は、スペインにおいては、ヒターノ・ピープルを内包するカタルーニャ・ピープルなどが存在し、スペインが複数のピープルによって構成されていることを強調している。

3.3.3. ヒターノ・ピープルの権利の承認に関する地域のナショナリストの言説

カタルーニャ州議会では、各政党の議員によって新自治憲章の統一案が練られていたころ、PSOEが政権を奪還した第8期国会（2004.4.2-2008.4.1）では、2005年4月に、「ヒターノ・ピープルの権利の承認に関する非立法提案」⁵⁰が先述のERCのアンドレウ・イ・ドゥミンゴ⁵¹によりなされる。ここでは、この非立法提案についての2005年9月27日の国会における議論⁵²を分析し、地域のナショナリストにとってのヒターノ・ピープルの権利の承認の意味を明らかにする。

アンドレウ・イ・ドゥミンゴによって提示された案は、自治州に関する言及が存在しない、ヒターノの言語や文化に限定した内容であった。これに対し、ICVやPPが修正案を提示する。ICVの修正案は、自治州の活動や権限、また、ヒターノのピープルとしての言語や文化以外の権利の訴えをも追加する、より幅広いことがらに関する承認要求となっている。そして、これらの修正案を受け、同日の国会において合意案が成立した。

合意案ではまず、自治州の存在がアピールされた。具体的には、各自治州のヒターノ・ピープルの結社やその連盟の役割、また、ヒターノの言語や文化の推進、保護、そして十全なる承認に向けての提言の考案において、政府と自治州が一体となって連携することが記された。そして、言語や文化以外にも、法的側面や住居、社会サービスの側面におけるヒターノの要求に対応すべきことも明示されるに至った。

では、この最終案に至るまでの2005年9月27日の国会の議論における、地域のナショナリストの発言をみてみたい。

この提案者であるアンドレウ・イ・ドゥミンゴは、我々スペインの多様な

諸ピープルのなかにヒターノたちが存在することを我々は誇りに思う、と述べる。そして、ICVのガルシア・スアレス（García Suárez）は、今日、ヒターノは「一つのピープル（un pueblo）」であると述べ、この提案が言語の権利のみを謳っていることを批判し、他の権利も承認すべきである、と述べる。

次に、ガリシア民族主義ブロック（Bloque Nacionalista Galego）の議員であるフェルナンデス・ダビラ（Fernández Davila）は、まず、自分たちは、ピープルとしてそれぞれに持つ文化や歴史にアイデンティティを見出すと述べ、ガリシア人にとって、この提案が極めて重要かつ賞賛すべきものであり、自身のアイデンティティ、とりわけ言語のアイデンティティを守ろうとするヒターノ・コミュニティに賛辞を与える、と述べる。つまり、彼は、「われわれガリシア人のこと」と「ヒターノのこと」とを重ねながら、ヒターノの文化の承認への賛同の意を表している。

また、PNVのエステバン・ブラボ（Estepan Bravo）は、このタイプのイニシアティヴは、「我々にとって非常に都合がよい（a nosotros nos parecen muy convenientes）」と述べている。そして、先に発言をしたPPのある議員が、ヒターノたちが600年前からスペインに存在したと述べたことに対し、600年前にはスペインが存在しなかった、とその発言を批判する。また、国境線が引かれたために一定の領域を持たないピープルについて触れ、そして、それらの人びとをユダヤ人となぞらえながら、そのような人びとのナショナルな意識、つまり、領土と国民や国家とネイションの一致の欠如こそから生まれるようなユダヤ人としてのナショナルな意識の芽生えについて言及しつつ、ヒターノ・ピープルの制度的な政治的承認を付与する必要性にも触れ、政治的な権利をも訴えている。

さらに、CiUのシュクラ・イ・コスタ（Xuclà i Costa）は、その1週間前に行われた国会におけるバレンシアの自治憲章の改正の話題を持ち出す。そして、カタルーニャが、自分たちのアイデンティティの承認のために闘ってきたことを述べ、ナショナリストの政治勢力であるCiUの名において、言語などのヒターノ・ピープルのアイデンティティのしるしの回復のプロセスに向けて、我々の理解と我々のエンパシーを表明することができるという。さらに、ヒターノの被ってきた苦い歴史について触れたうえで、CiUとして、多

様性や自身を表現する文化的なスタイルを最大限尊重するために、この提案を支持する、と述べる。

このように、この非立法提案についての議論において、地域のナショナリストは、ヒターノの問題を自分たちの問題としてとらえていることがわかる。そして、ヒターノのピープルとしての文化やアイデンティティだけでなく、政治的な権利の承認を通して、スペインにおけるピープルの複数性の存在や、自分たちカタルーニャやガリシア、そしてバスクのアイデンティティや権利の承認を訴えかけていることがわかる。

おわりに

これまで、ヒターノのピープルとしての承認を、自治州国家の構築や更新の過程における国家と自治州の相克や地域ナショナリズムとの関連から読み解いてきた。まず、第2章では、地域ナショナリズムと「枠組み条約」の批准との関係について明らかにした。自己規定をナショナリティと変更する自治州の増加により、自身のナショナリティとしての特別な地位や自治州間の非対称性が崩壊していくなかで、地域のナショナリストは、「枠組み条約」の批准や批准に関する議論を介して、自身のピープルとしての存在やスペイン内における複数のピープルの存在を訴えた一方で、政府は、その報告書や諮問委員会への回答書において、政府にとって脅威となりつつあるナショナリティへの言及を徹底的に回避し、さらに、ピープルやネイションの単数性を強調した。そして、その訴えからは、地域のナショナリストは、ナショナリティではなく、スペインに複数存在する（とされる）ピープルの一つとして、自身の存在を訴えていることが明らかになった。つまり、「枠組み条約」では、カタルーニャやバスクなどが対象とされず、「ナショナル・マイノリティ」としての自身の存在が承認されなかったが、「枠組み条約」やそれをめぐる議論は、カタルーニャやバスクなどのナショナリストにとっては、ネイションとしての自己規定が否定され、自身のナショナリティとしての価値が低下するなかで、複数形のピープルの存在の訴える場となったのである。

また、第3章では、地域ナショナリズムとヒターノのピープルとしての承認との関係について明らかにした。ナショナルなものをめぐる国家と自治州の相克のなかで、カタルーニャやバスクの自治憲章の改正時にはネイションとしての自己規定が否定される。そのような背景をもとに、カタルーニャをはじめとする地域のナショナリストは、改正された自治憲章や国会での非立法提案におけるヒターノのピープルとしての承認を介して、スペインに存在する複数形のピープルのうちの1つとしての自己を訴える帰属の政治を展開していたことが明らかになった。

このように、スペインにおけるターノのピープルとしての承認は、国家と自治州の相克や地域のナショナリズムと密接な関係性を持っていることが明らかになった。しかし、そこからは2つの課題が残された。

まず1点目は、このような地域のナショナリストの主導によるピープルとしての承認は、ヒターノたちにとってどのような意味を持ち、ヒターノたちは、ピープルとして、スペインという国家においてどのような帰属の政治を展開しているのか、という点である。また、これに関しては、ネイションやナショナリティとは異なるピープルというカテゴリーとそれとしての帰属は、国民国家における包摂や排除をめぐり、どのような可能性や限界を秘めているのか、という問いも残されている。

もう1点は、カタルーニャと同様に強いナショナリズムの動きを呈するバスクにおけるヒターノの承認に関する問題である。カタルーニャとバスクにおけるヒターノの存在には、人口に占める割合や歴史など点において多くの違いがある。また、ナショナリズムに関しても、カタルーニャとバスクとではその在り方に大きな違いが存在する。これらの違いが、ヒターノの包摂と排除にどのようにあらわれているのかについて明らかにすることも必要であろう。

これらの問いについては、今後の課題としたい。

注

- 1 立石は、“Nación de naciones”を「諸民族からなる民族」と訳出する〔立石 2002：14〕。
- 2 自治州が持つ権限と国の専権事項はスペイン憲法において規定されているが、自治権の内容にはあいまいな部分もある〔中島 2012：53〕。したがって、移民などのマイノリティに関する政策に関しても、国家と自治州が対立することもある。拙稿〔久野 2019〕も参照されたい。
- 3 カスティーリャ語の「ヒターノ (gitano)」は英語の「ジプシー (gypsy)」に相当する。「ジプシー」から「ロマ (roma)」への呼び換えが一般化しているが、スペインにおいて、ヒターノとロマとは異なるカテゴリーを指す呼称として使用されることが多く、ヒターノは自称として「ヒターノ」を使用しているため、本稿においても「ヒターノ」を使用する。カタルーニャ語においては「ジターノ (gitano)」となるが、本稿ではカスティーリャ語の「ヒターノ」で統一する。
- 4 *nación* (カスティーリャ語) / *nació* (カタルーニャ語) (*nation*) は、「国民」や「民族」など、様々な意味で使用されるため、本稿においては「ネイション」と記すが、憲法に関しては「スペイン国民 (*Nación española*)」と訳すこととする。*nacionalidad/nacionalitat* (*nationality*) は、「国籍」と区別し、スペインにおいては特殊なニュアンスを持つために、「ナショナリティ」と記す。また、*pueblo/poble* (*people*) も、「国民」、「民族」、「人民」など、様々な意味で使用されるため、本稿においては「ピープル」と記すこととする。
- 5 スペイン憲法においては、スペインの国家体制の明確な定義は存在せず、「自治州／自治共同体 (*Comunidades Autonomas*)」や「自治 (*autonomía*)」という用語は使用されているが、「自治国家」や「自治州国家」、「連邦国家」という用語は使用されていない。しかし、中島によれば、スペインの国家モデルは、「自治国家」、「自治権国家」、「自治州国家」(*Estado de las Autonomías, Estado Autonómico*) などと呼ばれる〔中島 2012：51〕。本稿においては、「自治州国家」という呼称を使用する。
- 6 奥野は、ナショナリティを、地域 (*región*) 以上ネイション (*nación*) 未満の「よくわからないもの」と形容する〔奥野 2015：140〕。
- 7 自治憲章は、スペイン憲法第147条第1項において、「この憲法の範囲内において、憲章 (*Estatutos*) は各自治州の基本的な制度的規範であり、国家の法秩序を構成する一部として、国家はこれを承認し、保護する」と規定されているものである。
- 8 本稿では参考文献として挙げないが、多民族国家や多文化主義と (ナショナル・) マイノリティとの関係などについては、キムリッカ (*Will Kymlicka*) の研究を参照されたい。

- 9 地域ナショナリズムには温度差や差異があり、地域主義（リージョナリズム）と呼ばれるものなども存在するが、例えば、カタルーニャにおいては、カタルーニャ主義の思想を持つ動きを、本稿ではまとめて地域ナショナリズムと呼ぶ。
- 10 「枠組み条約」は、1995年5月11日の国会において、251票（定数349、欠席数98）の満票の賛成で可決されている。欠席数が多いが、地域のナショナリスト政党からの賛成票も入っているため、これらの政党が党として「枠組み条約」を否定していたとは言えない。なお、同日の下院で投票が実施された他の案件では、地域のナショナリスト政党からの反対票や棄権票も存在する。
- 11 この点については、アルプも指摘している [Arp 2004b : 1027]。
- 12 2004年9月29日の国会において、バスク民族主義党（PNV）から分離したバスク連帯（Eusko Alkartasuna）党の議員より質疑が出されている。
Boletín Oficial de las Cortes Generales, 14 de octubre de 2004.
https://www.congreso.es/public_oficiales/L8/CONG/BOCG/D/D_084.PDF
- 13 組織法は、スペイン憲法第81条において規定され、基本的権利や公共の自由の発展などに関する法律である。また、組織法は、憲法の下に位置し、他の諸法律より上位に位置付けられている [野口 2015 : 62 in note 30]。そして、この組織法により、各自治州の自治憲章が制定される。
- 14 Ley Orgánica 3/1979, de 18 de diciembre, de Estatuto de Autonomía para el País Vasco.
- 15 Ley Orgánica 4/1979, de 18 de diciembre, de Estatuto de Autonomía de Cataluña.
- 16 Ley Orgánica 1/1981, de 6 de abril, de Estatuto de Autonomía para Galicia.
- 17 特権を持つ領域（territorios forales）の歴史的権利を保護し、尊重することが規定されている。なお、この規定により、バスク自治州の3県も財政上の特権を歴史的に保有している。
- 18 Ley Orgánica 6/1981, de 30 de diciembre, de Estatuto de Autonomía para Andalucía.
- 19 Ley Orgánica 2/2007, de 19 de marzo, de reforma del Estatuto de Autonomía para Andalucía.
- 20 Ley Orgánica 5/1982, de 1 de julio, de Estatuto de Autonomía de la Comunidad Valenciana.
- 21 Ley Orgánica 1/2006, de 10 de abril, de Reforma de la Ley Orgánica 5/1982, de 1 de julio, de Estatuto de Autonomía de la Comunidad Valenciana.
- 22 Ley Orgánica 10/1982, de 10 de agosto, de Estatuto de Autonomía de Canarias.
- 23 Ley Orgánica 4/1996, de 30 de diciembre, de reforma de la Ley Orgánica 10/1982, de 10 de agosto, de Estatuto de Autonomía de Canarias.
- 24 Ley Orgánica 1/2018, de 5 de noviembre, de reforma del Estatuto de Autonomía de Canarias.
- 25 Ley Orgánica 8/1982, de 10 de agosto, de Estatuto de Autonomía de Aragón.
- 26 Ley Orgánica 5/1996, de 30 de diciembre, de Reforma de la Ley Orgánica 8/1982, de 10 de agosto, de Estatuto de Autonomía de Aragón, modificada por la Ley Orgánica 6/1994,

- de 24 de marzo, de reforma de dicho Estatuto.
- 27 Ley Orgánica 5/2007, de 20 de abril, de reforma del Estatuto de Autonomía de Aragón.
- 28 Ley Orgánica 2/1983, de 25 de febrero, de Estatuto de Autonomía para las islas Baleares.
- 29 Ley Orgánica 3/1999, de 8 de enero, de reforma de la Ley Orgánica 2/1983, de Estatuto de Autonomía de las Illes Balears.
- 30 Ley Orgánica 1/2007, de 28 de febrero, de reforma del Estatuto de Autonomía de las Illes Balears.
- 31 バスク民族主義党は、1895年に設立ののち、「バスク国」の独立を標榜したナショナルリスト政党である [萩尾・吉田編 2012 : 83]。
- 32 窪によれば、「枠組み条約」は、欧州評議会の「マイノリティの権利に関する勧告1134 (1990)」、「マイノリティの権利に関する勧告1177 (1992)」、「ナショナル・マイノリティに属するものに関する、人権及び基本的自由の保護のための条約追加議定書案」(勧告1201 (1993)) を経て成立した。この「勧告1201」の第1条では、ナショナル・マイノリティが定義されている [窪2006:364-373]。詳細は、窪の文献 [窪 2006] を参照されたい。
- 33 Cortes Generales. Diario de Sesiones del Congreso de los Diputados, 11 de mayo de 1995.
https://www.congreso.es/public_oficiales/L5/CONG/DS/PL/PL_146.PDF
 上記のPDFには、欠落頁があるため、全頁が含まれる以下のURLも参照されたい。
[https://www.congreso.es/busqueda-de-publicaciones?p_p_id=publicaciones&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&_publicaciones_mode=mostrarTextoIntegro&_publicaciones_legislatura=V&_publicaciones_id_texto=\(CDP199505110146.CODI.\)](https://www.congreso.es/busqueda-de-publicaciones?p_p_id=publicaciones&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&_publicaciones_mode=mostrarTextoIntegro&_publicaciones_legislatura=V&_publicaciones_id_texto=(CDP199505110146.CODI.))
- 34 集中と統一は、一般に中道右派のカタルーニャ主義政党といわれるが、左右の枠を超えて影響力を広げようとしていた政党である。厳密には1つの政党ではなく、2つの政党が組む同盟である。独立に関しては温度差があり、独立主義政党と呼ばれるかは疑問である [立石・奥野 2013 : 214-215]。
- 35 統一左翼は、反資本主義を掲げ、社会主義システムの構築を目指す党である。また、この政党は各自治州に連盟組織を持ち、バスクス・ロメロは、バレンシアのアリカンテ選出の議員である。
<https://izquierdaunida.org/que-es-izquierda-unida/>
- 36 カタルーニャのためのイニシアティブは、その前身であるカタルーニャ統一社会党 (Partit Socialista Unificat de Catalunya) が中心となり、1987年に新たな左翼連合として誕生した。さらに、緑の党 (Els Verds) と組み、2002年以降はカタルーニャのためのイニシアティブ・緑の党 (Iniciativa per Catalunya Verds、以下ICV) となった [立石・奥野 2013 : 216]。
- 37 Cortes Generales. Diario de Sesiones del Senado, 14 de junio de 1995.
<https://www.senado.es/legis5/publicaciones/pdf/senado/ds/PS0082.PDF>

- 38 Ley Orgánica 6/2006, de 19 de julio, de reforma del Estatuto de Autonomía de Cataluña.
- 39 カタルーニャ社会党は、複数の社会主義系政党やPSOEカタルーニャ支部が融合し、1978年に生まれた。連邦主義を掲げる。組織的には独立政党であるが、PSOEと連合関係にある。左派政党であると同時にカタルーニャ主義的な性格も持つ [立石・奥野 2013 : 215-216]。
- 40 カタルーニャ共和主義左翼は、1931年創設の左派カタルーニャ主義政党である。1989年の党大会で、カタルーニャおよびカタルーニャ語圏の独立を政治目標と定め、その路線が現在も受け継がれている。また、ERCとCiUは、同盟相手であると同時にライバルでもある [立石・奥野 2013 : 215]。
- 41 この三党の連立は、主に、カタルーニャ社会党 (PSC)、カタルーニャ共和左翼 (ERC)、カタルーニャのためのイニシアティブ・緑の党 (ICV) から構成されている。
- 42 Butlletí Oficial del Parlament de Catalunya, 3 d'octubre de 2005.
<https://www.parlament.cat/document/nom/07b224.pdf>
- 43 「組織法 4/1979」では、第3条の言語に関する規定の第4項において、アラン語が、教育、特別の尊重と保護の目的となりうること、そして、追加条項第1項において、憲法と本憲章の枠組みにおいて、アラン渓谷の内部の行政機関の歴史的独自性が承認され、実現されうる事が規定されているのみであった。
- 44 なお、制定後のカタルーニャ新自治憲章に対しては、PPの下院議員100名以上の連名により憲法裁判所に違憲の提訴がなされた。他にも、ムルシア、ラ・リオハ、アラゴン、バレンシア、バレアレスの5自治州からも違憲審査の訴えが憲法裁判所に寄せられた [若松 2007 : 191]。そして、2010年6月にはその一部に対して違憲判決が下されている。
- 45 Diari de Sessions del Parlament de Catalunya, Comissió de Política Social, 21 de novembre de 2001
<https://www.parlament.cat/document/dspcc/54294.pdf>
- 46 カタルーニャ国民党は、分離独立やカタルーニャ主義には反対の姿勢が強いが、カタルーニャ色を呈することもある [立石・奥野 2013 : 216-217]。
- 47 Cortes Generales. Diario de Sesiones del Congreso de los Diputados, 27 de septiembre de 2005.
https://www.congreso.es/public_oficiales/L8/CONG/DS/PL/PL_114.PDF
- 48 Butlletí Oficial del Parlament de Catalunya, 28 de juliol de 2005.
<https://www.parlament.cat/document/bopc/50636.pdf>
(2022年2月28日ダウンロード)
- 49 Diari de Sessions del Parlament de Catalunya, 28 de setembre de 2005
<https://www.parlament.cat/document/dspcp/57558.pdf>
(2022年2月28日ダウンロード)

50 Boletín Oficial de las Cortes Generales, 4 de octubre de 2005.

https://www.congreso.es/public_oficiales/L8/CONG/BOCG/D/D_268.PDF

51 彼はヒターノ家系の出自である [FSG 2005 : 10]。

52 注の47に同じ

参照文献

- 奥野良知 2015 「カタルーニャにおける独立志向の高まりとその要因」『紀要地域研究・国際学編』47 : 129-166.
- 久野聖子 2019 「バルセロナ市における移民包摂の動き—「民主的反復」の可能性を秘めた闘い」宮島喬・佐藤成基編『包摂・共生の政治か、排除の政治か—移民・難民と向き合うヨーロッパ』明石書店 pp.225-261.
- 窪誠 2006 『マイノリティの国際法—レスプブリカの身体からマイノリティへ』信山社.
- 立石博高 2002 「国民国家の形成と地域ナショナリズムの擡頭」立石博高・中塚次郎編『スペインにおける国家と地域—ナショナリズムの相克』国際書院 pp.11-34.
- 立石博高・奥野良知編著 2013 『カタルーニャを知るための50章』明石書店.
- 中島晶子 2012 『南欧福祉国家スペインの形成と受容—家族主義という福祉レジーム』ミネルヴァ書房.
- 永田智成 2020 「スペイン・カタルーニャ州の独立問題に関する一考察—政党政治の変容という視点から」『アカデミア』18 : 41-60.
- 野口健格 2015 「スペインにおける王制の憲法的課題と現状」『中央学院大学法学論叢』29 (1) : 41-63.
- 萩尾生・吉田浩美編著 2012 『現代バスクを知るための50章』明石書店.
- ブルーベイカー, ロジャー 2016 『グローバル化する世界と「帰属の政治」—移民・シティズンシップ・国民国家』佐藤成基・高橋誠一・岩城邦義・吉田公記編訳明石書店.
- 若松隆 2007 「カタルーニャ新自治憲章(案)を巡るその後の展開」『比較地方自治研究会調査研究報告書』pp.189-199.
- 若松隆 2012 「アンダルシア新自治憲章とカタルーニャ新自治憲章の比較研究」『比較地方自治研究会調査報告書』pp.198-267.
- Aja Fernández, E. 2014 *Estado Autonómico y reforma federal*. Alianza Editorial.
- Arp, B. 2004a. Un balance sobre el primer ciclo de informes estatales del Comité Consultivo del Convenio-Marco para la Protección de las Minorías Nacionales de 1995". *Revista Española de Derecho Internacional* 56 (1): 525-530.
- Arp, B. 2004b. La protección de las minorías nacionales en España vista desde el Consejo de Europa: La opinión del Comité Consultivo del Consejo de Europa para las Minorías Nacionales. *Revista Española de Derecho Internacional* 56 (2): 1023-1028.

- Arp, B 2008. La aplicación del Convenio=marco para la Protección de las Minorías Nacionales en España: El “Segundo Ciclo”. *Revista Española de Derecho Internacional* 60 (2): 689-695.
- Fundación Secretariado Gitano (FSG) 2005. El Congreso insta al Gobierno a promover la cultura y la lengua del pueblo gitano. *Gitanos. Pensamiento y cultura* 31: 10-11.
<https://www.gitanos.org/upload/77/83/31noticias1.pdf>
- Fundación Secretariado Gitano (FSG) 2006. *El reconocimiento institucional de la comunidad gitana en España. Documento final sobre el seminario “El reconocimiento institucional de la comunidad gitana en España” Madrid, 6 de febrero de 2006.*
<https://www.gitanos.org/publicaciones/reconocimientoinstitutional/>
- Generalitat de Catalunya 2006a. *L'Estatut d'autonomia de Catalunya de 2006. Textos jurídics. Volum I.*
- Generalitat de Catalunya (Departament de Relacions Institucionals i Participació.) 2006b. *L'Estatut és de tothom. El procés participatiu per a la reforma de l'Estatut d'autonomia de Catalunya.*
http://www.gencat.cat/drep/dgpar/sumaris/participacio_1.pdf
- Gobierno de España (Ministerio de Trabajo y Asuntos Sociales) 2000. *Report submitted by Spain pursuant to Article 25, Paragraph 1 of the Framework Convention for the Protection of National Minorities.*
<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=090000168008b15d>
- Gobierno de España 2004. *Comments of the Government of Spain on the opinions of the Advisory Committee on the implementation of the Framework Convention for the Protection of National Minorities in Spain.*
<https://rm.coe.int/CoERMPublicCommonSearchServices/DisplayDCTMContent?documentId=090000168008c974>
- Real Alcalá, J. A. del 2004. Sobre la indeterminación del Derecho y la Ley constitucional: El término “nacionalidades” como concepto jurídico indeterminado. *Foro: revista de derecho* 2: 127-155.
- Ruiz Vieytez, E. J. 2008. Minorías, nacionalidades y minorías nacionales. La problemática aplicación en España del Convenio Marco para la Protección de las Minorías Nacionales del Consejo de Europa. *Revista Vasca de Administración Pública* 82 (1): 187-225.
- Ruiz Vieytez, E. J. 2014. España y el Convenio Marco para la Protección de las Minorías Nacionales: una reflexión crítica. *Revista Española de Derecho Internacional* LXVI (1): 55-80.

(特に記載がない限り、本稿におけるURLの最終閲覧日はすべて2022年10月14日である。)

Abstract

Recognition of the Gypsies (gitanos)
as ‘a people (un pueblo)’ in Spain:
From the perspective of the conflicts between State and
Autonomous Government and Regional Nationalism.

Kiyoko KUNO

En España son muy pocos los estudios sobre los gitanos que se relacionan con los conflictos entre el Estado y las Comunidades Autónomas o con los nacionalismos regionales. Por esta razón, este artículo tiene como objetivo preguntar si el reconocimiento de los gitanos como “pueblo” por parte del Estado y las Comunidades Autónomas está relacionado con los conflictos que existen entre el Estado y las Comunidades Autónomas acerca del sistema del Estado de las Autonomías, y asimismo con el problema de los nacionalismos regionales, en el marco de una España conocida como “Nación de naciones”. Para lograr este objetivo, se analizan los debates sobre la ratificación de “Convenio Marco para la Protección de las Minorías Nacionales” del Consejo de Europa en las Cortes generales y sus informes, así como también los debates sobre el reconocimiento de los gitanos como “pueblo” en el nuevo Estatuto de Autonomía de Cataluña y en las proposiciones no de Ley en las Cortes.

Al analizar estos documentos, he esclarecido dos puntos. Primero, en el proceso del aumento del número de las Comunidades Autónomas que se definen como “nacionalidades” en la reforma de sus Estatutos, lo que ha desembocado en la desaparición de la asimetría entre Comunidades Autónomas, los nacionalistas regionales, a través de los debates para la ratificación del Convenio Marco, apelaron a su propia existencia como “pueblos” dentro de la diversidad de pueblos en España, queriendo dejar de

ser “nacionalidades”. Por su parte, el Estado insistió en la existencia de solo “un pueblo” y “una nación” en España en los informes y comentarios que emitió acerca del Convenio Marco.

En segundo lugar, en los conflictos entre el Estado y las Comunidades Autónomas sobre el significado de lo nacional, la autodefinición como “nación” de Cataluña y de País Vasco se ha rechazado en la reforma de sus Estatutos. En este contexto, los nacionalistas catalanes intentaron autodefinirse como “un pueblo” más de los varios pueblos que existen (o que se suponen que existen) en España, mediante el reconocimiento de los gitanos como “pueblo” en el nuevo Estatuto de Autonomía y las proposiciones no de Ley en las Cortes.